

健発 1009 第 1 号
令和 2 年 10 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、積極的な勧奨を差し控えている状況にあるが、今般、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供について、第 49 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・令和 2 年度第 6 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、その目的、方法及び内容に係る方針が了承された。

については、定期接種の対象者及びその保護者に、公費によって接種できるワクチンの一つとしてヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）があることについて知っていただくとともに、HPVワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報を届けることを目的として、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供の更なる充実を図ることとし、これに伴い、別添のとおり「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成 25 年 6 月 14 日健発 0614 第 1 号厚生労働省健康局長通知）の一部を改正する。

貴職におかれては、これらについて貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、公益社団法人日本医師会等に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。